

○湖南衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和37年 6 月11日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
 - (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、任命権者が相当と認める場合
- 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年6月30日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年 5 月 1 日から適用する。